

岐阜県県土整備部及び都市建築部発注の建設キャリアアップシステム

活用モデル工事実施要領の改定概要

① 対象工事の拡大

- 指定型工事の対象となる工事を「原則予定価格4,000万円以上の工事」から「発注機関の長が認めた工事」に変更
 - ※文言を他のモデル工事要領と整合を図る

② モデル工事の実施方法

- 「CCUS 活用の可否、活用希望を工事着手前協議時に協議し承諾を得る」を削除
 - (本条は「実施方法」の条文であることから、「活用の可否等の対象工事」に関する内容は削除)
 - ※指定型工事でも「活用希望」の協議により、「希望しないことができる」と誤認される恐れがあるため